

酒類ガイドライン遵守推進本部だより

# ほろにかが

平成27年12月15日  
全国卸売酒販組合中央会  
酒類ガイドライン遵守推進本部

「知恵を絞るべき時が来ている」

委員 戸田 善丈

丁度、1年前の平成26年11月の『ほろにかが183号』において四国では4県組合（香川・愛媛・徳島・高知）が合併し1つの組合になることについて述べさせていただきました。

当初、その意味合は組合員の倒産、脱退のほか酒類の販売数量の減少により賦課金が毎年減少し、各県単位では組合財政が成り立たなくなったため、やむを得ず合併により、事務の効率化を図るとともに人件費、事務所費等切れるところを切って、痛みを伴いながらもせめて四国で1つの組合として生き残ることが目的であったものです。ところが合併の事務が進行中のところに、合併後の賦課金見積もりが大きく減少することとなり、来年4月の合併を待たずして早くも合併後の組合財政に赤信号が点滅しております。

酒類の受発注と物流システムは大きく変化しており、酒類の流通、消費の実態だけでなく酒類の販売業免許制度の面でも、従来にはなかった新しい動きが見られるようになり、その結果、卸売酒販組合の活動にもいろいろな影響が及び、新たな課題が生じています。例えば、酒税法でいう販売数量がどの販売場に帰属するかは最終的には行政の判断ということになるのかもしれませんが、我々卸売酒販組合の賦課金は、販売数量を賦課基準の一部としなければ成り立たないことは周知の事実であり、現状でさえ都会と地方で賦課金の基準に大きな格差があり組合員間の不公平が生じている上に、このような流れが続くとすれば中央会を支える地方卸の存続は難しくなり全組合組織の維持に不安を感じるどころです。

組合費の賦課方法をはじめとして、中央会の組織を挙げて知恵を絞るべき時が来ているのではないのでしょうか。